

# 国民保護業務計画

公益社団法人 佐賀県看護協会

# 目 次

## 第1章 総 則

- 第 1 節 国民保護法における協会の位置づけ
- 第 2 節 業務計画の位置づけ、目的等
- 第 3 節 基本方針

## 第2章 平素からの備え

- 第 1 節 活動体制の整備
- 第 2 節 関係機関との連携
- 第 3 節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備
- 第 4 節 医療の提供及び助産の実施に関する備え
- 第 5 節 訓練の実施

## 第3章 武力攻撃事態等への対処

- 第 1 節 県危機管理対策本部及び県国民保護対策本部の設置に伴う対応
- 第 2 節 活動体制の確立
- 第 3 節 安全の確保
- 第 4 節 関係機関との連携
- 第 5 節 警報又は避難措置の指示等の伝達
- 第 6 節 医療の提供及び助産の実施

## 第4章 復旧等

- 第 1 節 応急の復旧

## 第5章 緊急対処事態への対処

- 第 1 節 緊急対処事態への対処

## 第1章 総則

### 第1節 国民保護法における協会の位置づけ

#### 1 指定地方公共機関への指定

公益社団法人佐賀県看護協会（以下「協会」という。）は、佐賀県知事（以下「知事」という。）が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下、「国民保護法」という。）に基づき、佐賀県により指定された指定地方公共機関である。

#### 2 指定地方公共機関の責務

協会は、国民保護法第3条第3項及び第172条第3項に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、同法で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を実施する。

### 第2節 業務計画の位置づけ、目的等

#### 1 業務計画の位置づけ及び目的

(1) 公益社団法人佐賀県看護協会国民保護業務計画（以下「業務計画」という。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際、佐賀県の区域において実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置のうち、協会の業務について定める。

(2) 業務計画は、国民保護法その他の関係法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び佐賀県国民保護計画（以下「県計画」という。）を基準として作成する。

#### 2 業務計画に定める事項

業務計画には、国民保護法第36条第3項及び182条第2項の規定に基づき、次の事項を定める。

ア 協会が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための内容及び実施方法に関する事項

イ 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項

ウ 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

エ その他国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

#### 3 業務計画の見直し、変更手続き

業務計画は、適時、内容の検討を行い、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告する。

### 第3節 基本方針

協会は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するものとし、特に次の事項に留意する。

#### 1 関係機関との連携の確保

県、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との連携の確保に努める。

#### 2 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施方法については、県及び市町等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断する。

- 3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
  - (1) 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。
  - (2) 国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。
- 4 国民保護措置等に従事する協会の会員等の安全の確保  
国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に当たっては、県及び関係市町等の協力を得つつ、協会の会員等の安全の確保に十分配慮する。
- 5 災害支援ナース活動要領(令和6年4月1日日本看護協会作成)等に基づく対応  
武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いことが想定されることから、災害支援ナース活動要領等に基づく組織及び体制を基本として対処する。
- 6 県対策本部長による総合調整に基づく対応  
武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、佐賀県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき的確かつ迅速に実施するよう努める。

## 第2章 平素からの備え

### 第1節 活動体制の整備

- 1 国民保護連絡調整会議の設置
  - (1) 協会は、国民保護措置に関する業務の連絡及び調整を図るための組織として、協会内に公益社団法人佐賀県看護協会国民保護連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。
  - (2) 連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定める。
- 2 情報連絡体制の整備
  - (1) 緊急参集体制及び活動体制の整備  
協会は、武力攻撃事態等において、協会における必要な体制を迅速に確立するため、会員等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、周知する。
  - (2) 情報収集及び連絡体制の整備  
協会は、協会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、協会内部における連絡先、連絡方法等についてあらかじめ必要な事項を定める。

### 第2節 関係機関との連携

協会は、県、市町、指定地方公共機関と国民保護措置の実施における連携を図る。

### 第3節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

協会は、知事からの警報の内容、避難措置の指示、避難の指示等について通知を受けた場合に備えて、協会内部における連絡先、連絡方法等についてあらかじめ必要な事項を定める。

#### 第4節 医療の提供及び助産の実施に関する備え

協会は、武力攻撃事態等において、適切かつ迅速な医療の提供及び助産の実施のため、県及び市町と連携しつつ、協会の災害支援ナース等の派遣体制等の整備、指定公共機関、他の指定地方公共機関等の関係機関との協力体制の確保に努める。

#### 第5節 訓練の実施

協会は、国民保護措置を的確に行えるよう、災害支援ナース等の訓練の実施に努めるとともに、県又は市町が実施する国民保護措置についての訓練への参加に努める。

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

#### 第1節 県危機管理対策本部及び県国民保護対策本部の設置に伴う対応

協会は、県から県危機管理対策本部及び県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の設置について通知を受けたときは、第2章第3節に定める警報の内容の通知等の情報伝達に準じて、協会内部等に迅速にその旨を周知し、必要な措置を講じる。

#### 第2節 活動体制の確立

##### 1 公益社団法人佐賀県看護協会国民保護対策本部の設置等

- (1) 協会は、県から県対策本部の設置についての通知があった場合には、必要に応じて、公益社団法人佐賀県看護協会国民保護対策本部（以下「協会対策本部」という。）を設置する。
- (2) 協会対策本部は、協会内部における国民保護措置等に関する調整、情報収集・集約、連絡呼び広報その他必要な総括業務を実施する。
- (3) 協会は、協会対策本部を設置した時は、県対策本部に連絡する。
- (4) 協会は、業務計画に定めるもののほか、協会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

##### 2 緊急参集の実施

協会は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、第2章第1節に定めるところにより、会員等の緊急参集を行う。

##### 3 情報連絡体制の確保

###### (1) 通信体制の確保

協会は、県から県対策本部の設置についての通知があった場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、情報伝達のために必要な通信手段の確保に努める。

###### (2) 情報収集及び報告

ア 協会対策本部は、協会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等について、迅速に収集・集約し、県に報告する。

イ 協会対策本部は、県対策本部から武力攻撃災害の状況や国民保護措置の実施の際に必要な安全に関する情報等を収集するとともに、協会内部において、情報の共有を図る。

### 第3節 安全の確保

協会は、国民保護措置を実施するに当たって、県又は市町等から武力攻撃や武力攻撃災害の状況その他安全に関する必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等についての支援を受けるものとし、これらを活用し、協会の会員等の安全の確保に十分に配慮する。

### 第4節 関係機関との連携

協会は、県対策本部、市町国民保護対策本部、指定地方公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努める。

### 第5節 警報又は避難措置の指示等の伝達

協会は、知事より警報の内容、避難措置の指示、避難の指示等に関する連絡を受けた場合、第2章第3節の定めるところにより、協会内部における迅速かつ確実な伝達を行う。

### 第6節 医療の提供及び助産の実施

- 1 協会は、知事から避難措置の指示又は避難の指示の通知を受けた場合、若しくは知事又は市町長が救援に関する措置を実施する場合、協会内部に迅速かつ確実に伝達するとともに、県及び市町と緊密に情報交換を行う。また、知事からの医療の実施要請又は市町長等からの医療救護班等の編成要請等が行われることに備え、災害支援ナース等の派遣等の必要な体制を整え、医療の提供及び助産の実施に努める。
- 2 協会は、知事から医療の実施要請又は市町長等から医療救護班の編成要請があった場合、県及び当該市町から提供される安全に関する情報等に基づき、当該医療及び助産に従事する者に危険が及ぶことがないよう安全の確保に十分配慮する。

## 第4章 復旧等

### 第1節 応急の復旧

協会は、武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、被害の拡大防止を最優先に応急の復旧に努める。

## 第5章 緊急処理事態への対処

### 第1節 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、公益社団法人佐賀県看護協会緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、原則として第2章から第4章に定める武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

附則 令和8年3月31日変更

◎佐賀県看護協会国民保護連絡調整会議及び国民保護対策本部

構成員	担当役職員
本部長	会長
副本部長	副会長
本部員	常務理事、事務局長
本部職員	全協会職員

◎国民保護対策本部の事務分掌

班名（班長担当役員）	事務分掌
本部長 （会長）  補佐 副会長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部等の設置及び廃止に関する事</li> <li>2 本部及び保護対策要員の参集に関する事</li> <li>3 本部会議に関する事</li> <li>4 地方公共団体、日本看護協会、他県看護協会への応援要請及び連絡調整に関する事</li> </ol>
総務情報班 （常務理事）  補佐 事務局長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護対策要員の参集状況の確認に関する事</li> <li>2 本部命令の伝達に関する事</li> <li>3 県、市町国民保護対策本部、関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>4 医療救護資器材等の調達に関する事</li> <li>5 協会会館施設、設備の安全措置及び被災情報の収集、報告に関する事</li> <li>6 会員、職員の安否の確認に関する事</li> <li>7 会館利用者への情報伝達及び退去慰留に関する事</li> <li>8 医療救護活動に係る報告等事務処理に関する事</li> <li>9 他班との連絡調整に関する事</li> <li>10 武力攻撃災害状況、緊急対処事態情報の収集伝達に関する事</li> <li>11 警報、緊急通報、退避の指示、警戒区域の設定、避難の指示に関する情報の収集伝達に関する事</li> <li>12 放射性物質等の放出又は放出の恐れ及び武力攻撃原子力災害の発生又は拡大防止のための応急対策に関する情報の収集伝達に関する事</li> <li>13 公共交通機関の運行状況、道路交通情報、その他の医療救護活動上必要な情報の収集伝達に関する事</li> </ol>
医療救護班 （災害担当常務理事）  補佐 災害担当職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 派遣可能者の把握に関する事</li> <li>2 派遣準備又は派遣及び受け入れに関する事</li> <li>3 派遣交代要員の確保に関する事</li> <li>4 活動状況の掌握、記録、集計に関する事</li> </ol>